

京都府スキー連盟 ジュニア・テスト採点基準及び実施要項

2013年9月17日 制定

1 京都府スキー連盟、ジュニア・テスト基準及び実施要項について、必要な事項を定める。

(1) テストの種目は、次の通りとする。

① 1級テストの実技テスト種目

a 実技種目テストは検定員3名の評価とし、3名の平均値を当該種目の取得ポイントとする。

ただし、ポイントは、小数点第1位を四捨五入とする。

○ パラレルターン / 大回り 整地・中急斜面

○ パラレルターン / 小回り 整地・中急斜面

○ フリー滑走 / 中級コース

b 実技種目1種目当たり100ポイントとし、3種目の評価の合計が210ポイント以上をもって合格とする。

② 2級テストの実技テスト種目

a 実技講習テストとし、公認検定員（講師）が講習の中で「傾斜地における移動技術」の回転技術を指導し、次の内容についてテストを行う。

○ 回転技術としての「大回りターン」及び「小回りターン」の連続ができる。

○ 講習斜面は、大回り…整地・中～中急斜面 小回り…整地・中斜面

b 実技種目1種目当たり100ポイントとし、2種目の評価の合計が130ポイント以上をもって合格とする。

③ 3級テストの実技テスト種目

a 実技講習テストとし、公認検定員（講師）が講習の中で「傾斜地における移動技術」の回転技術を指導し、その運動課題の到達度を評価する。ただし、安全性の配慮を最優先とし、子供たちの楽しさ達成要求を課題として指導する。

○ 回転技術としての「大回りターン」が連続してできる。

○ 講習斜面は、整地、中斜面

b 実技種目1種目当たり100ポイントとし、1種目の評価の合計が60ポイント以上をもって合格とする。

④ 4級テストの実技テスト種目

a 実技講習テストとし、公認検定員（講師）が講習の中で「傾斜地における移動技術」の回転技術を指導し、その運動課題の到達度を評価する。ただし、安全性の配慮を最優先とする。

○ 初歩的な「大回りターン」ができる。

○ 講習斜面は、整地、緩中斜面

b 実技種目1種目当たり100ポイントとし、1種目の評価の合計が55ポイント以上をもって合格とする。

⑤ 5級テストの実技テスト種目

a 実技講習テストとし、公認検定員（講師）が講習の中で「平地における移動技術」と「傾斜地における移動技術」の制動技術と回転技術を楽しませながら指導する。ただし、安全性の配慮を最優先とする。

○ 回転技術としてプルークで大回りターンができる。

○ 講習斜面は、整地、緩斜面

b 実技種目1種目当たり100ポイントとし、1種目の評価の合計が50ポイント以上をもって合格とする。

⑥ 6級テストの実技テスト種目

a 実技講習テストとし、公認検定員（講師）が講習の中で「平地における移動技術」と「傾斜地における移動技術」の制動技術と回転技術を楽しませながら指導する。ただし、安全性の配慮を最優先とする。

○ 制動技術と回転技術が楽しんでできる。

○ 講習斜面は、整地、緩斜面

b 講習テストを受けて修了することの能力を評価する。

2 この基準の改廃は、京都府スキー連盟理事会の議決による。